

生駒市消防本部告示第1号

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年3月31日

生駒市消防長 秋吉 基秀

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示

生駒市消防署の組織に関する規程（平成3年10月生駒市消防本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表中「南分署消防第1係 南分署消防第2係 南分署消防第3係 南分署救急第1係 南分署救急第2係 南分署救急第3係」を「南分署第1係 南分署第2係 南分署第3係」に改める。

第14条第6号を次のように改める。

(6) 南分署第1係、南分署第2係及び南分署第3係

ア 庶務係、予防係、警備係、救急係及び救助係の事務分掌をあわせたものとする。

第14条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号を1号ずつ繰り上げる。

別表第2中 「南分署消防小隊
南分署救急小隊」 を 「南分署小隊」 に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。